

感染拡大時における5月会議（役員改選）開催方法の想定について

1 役員改選の任期に関する根拠規定

役員名等	任期に関する規定（抜粋）	備考
行政部門別常任委員会	委員会条例 第3条 常任委員及び議会運営委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。	
予算決算常任委員会	同上	
議会運営委員会	同上	
予決委員会理事	予算決算常任委員会運営要領 3(2)理事は、議会運営委員会の委員のうちから委員長が指名する。	
特別委員会	委員会条例 第4条第2項 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。	
正副議長	地方自治法 第103条第2項 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。 「議長・副議長の在任期間等に関する申し合わせ事項」 議長、副議長の在任期間については、議長を2年、副議長を1年。	
各種充て職・委員	常任委員長及び委員の充て職	
監査委員	地方自治法 第197条 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。	
四港議員	四日市港管理組合理約 第7条 組合の議員の任期は、組織団体の議会の議員の任期による。	
各種審議会委員	環境審議会委員＝県議会の議員（枠） 条例 に任期の記述なし 都市計画審議会＝県議会の議員（枠）	
広聴広報会議委員	広聴広報会議規程 第4条 委員の任期は、1年とする。 ただし、後任者が選任されるまで在任する。	
議会改革推進会議役員	議会改革推進会議規程 第4条第3項 役員は任期は2年とする。 議会基本条例 第22条 議会は、議会改革に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。	

2 役員改選方法の想定

任期に関する根拠規定を踏まえて、新型コロナウイルス感染症が感染拡大して会議の定足数を満たすことができないなど、5月会議を開催することができないような場合には、以下の対応案が想定される。

案1 6月定例会議以降の可能な時期に全ての役員改選を行う

案2 6月定例会議以降の可能な時期に正副議長など一部の改選を行う

案3 令和2年度の役員改選を全て見送り、令和3年度に実施する

なお、6月定例会議以降での役員改選の場合は、所管事項説明のための委員会開催時期や、翌年度の役員改選時期についての検討が必要

3 議案審議の対応

3月3日の議会運営委員会で、「会議関係者の感染者が増加した場合の対応」について、議会運営委員会（もしくは三重県議会災害対策会議）で、年度内等の審議を急ぐ必要がある議案であるかどうかを整理し、必要な議案について知事による専決処分とすることとされている。